

介護予防型通所サービス重要事項説明書  
 〈2024年6月1日現在〉

あなた（またはあなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防型通所サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 介護予防型通所サービスを提供する事業者について

事業者名称	シャカイフクシホウジンオンシザイダンサイセイカイシブオオサカフサイセイカイ			
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会			
代表者名	役職名	支部長	氏名	ミシマ ミチアキ
				三嶋 理晃
所在地	〒542-0012			
	大阪府大阪市中央区谷町七丁目4番15号			
	電話番号	06-6763-0257	FAX 番号	06-6763-0250

2. 介護予防型通所サービスを提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	シャカイフクシホウジンオンシザイダンサイセイカイシブオオサカフサイセイカイ ノエダイ・サービスセンター			
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 野江デイ・サービスセンター			
介護保険事業所番号	2774400465			
所在地	〒536-0002			
	大阪府大阪市城東区今福東二丁目2番25号			
	電話番号	06-6931-3825	FAX 番号	06-6931-7570
管理者	園長	松山 信幸		
通常の実施地域	大阪市城東区・鶴見区・旭区			

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	当事業所において実施する介護予防型通所サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他の従事者が要支援状態の利用者に対し、適切な指定介護予防型通所サービスを提供することを目的とする。
-------	---

## 介護予防型通所サービス

運営方針	<p>○利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>○事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、大阪市、介護予防支援事業者や他の事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>○「大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
------	--

### (3) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況	実施なし
------	------

### (4) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時から午後5時
サービス提供時間	午前9時から午後4時15分
休業日	5月3日から5月5日及び年末年始（12月29日～1月3日）

### (5) 職員体制

職 種（資格）	常勤	非常勤	計
管理者	1名（1）		1名（1）
管理栄養士	1名（1）		1名（1）
生活相談員	2名（1）		2名（1）
介護職員	2名（1）	5名（0）	7名（1）
看護職員		2名（1）	2名（1）
機能訓練指導員（作業療法士）		2名（2）	2名（2）
計	6名（4）	9名（3）	15名（7）

（ ）内は兼務者再掲

### (6) 設備の概要

定 員	18名
食堂及び機能訓練室	134 m <sup>2</sup>
浴 室	一般浴槽・特殊浴槽
静養室	1室1床
相談室	1室
送迎車	3台（リフト車2台・ワゴン車1台）

## 介護予防型通所サービス

### 3.介護予防型通所サービスの内容（サービス内容）・利用料金等について

#### (1) 介護予防型通所サービスの内容（サービス内容）

入 浴	一般浴槽にて入浴のお世話を行います。（介助浴）
食 事	管理栄養士による栄養管理の行き届いた昼食の提供と食事のお世話を行います。食事は嗜好や身体・疾病等の状態に適した食事内容・食事形態とすることができます。
健康チェック	看護職員により検温、血圧測定などの健康チェック、健康管理、健康相談を行います。
送 迎	自宅または自宅近辺からセンターへの送迎を車輛にて行います。車輛については、車椅子のまま乗車（2台まで固定可）できるリフト車とワゴン車があります。

#### (2) 利用料金について

##### ①状態区分（利用回数）別介護報酬単位

状態区分(利用回数)	単位数(自己負担金額)	備 考
事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	(1,928 円) 1,798 (※3,855 円) (◆5,783 円)	1 月につき
	(64 円) 59 (※127 円) (◆190 円)	1 日につき (日割り計算時)
事業対象者・要支援 2 (週 2 回程度)	(3,882 円) 3,621 (※7,764 円) (◆11,646 円)	1 月につき
	(128 円) 113 (※255 円) (◆383 円)	1 日につき (日割り計算時)

##### ②各加算介護報酬単位

(1月につき)

種 類	単位数 (自己負担金額)	備 考
サービス提供体制強化加算 (I)	(95 円) 週 1 回 88 (※189 円) (◆283 円)	介護職員の総数の内 介護福祉士が 70%以上
	(189 円) 週 2 回 176 (※378 円) (◆566 円)	
栄養アセスメント加算	50 (54) (※108 円) (◆161 円)	
科学的介護推進体制加算	40 (43 円) (※86 円) (129 円)	

##### ③減算

種 類	単位数 (減算額)	備 考
送迎未実施減算	47 (51 円) (※101 円) (◆151 円)	1 回 (片道) につき

※の金額は負担割合が 2 割の場合の自己負担金額

◆の金額は負担割合が 3 割の場合の自己負担金額

## 介護予防型通所サービス

### ④介護職員処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	①・②・③により算定した単位数の9.2%に相当する単位数
----------------	------------------------------

### ⑤利用料金

利用料金	<p>○上記①、②の各単位に基づき、1ヶ月に利用したサービスの合計単位を利用料に換算（1単位＝10.72円）し、負担割合に応じた金額を支払っていただきます。（表の金額は料金の目安であり、実際のご利用料金と表の金額の合計とは一致しない場合があります。）</p> <p>○なお、月途中のサービス開始、サービス終了の場合には、契約の締結日、終了日を起算日として日割り計算によりそれぞれの単位数を算定します。</p>
------	--

### (3) その他の費用について

食事の提供に要する費用	600円
複写物に係る費用	実費を徴収いたします。
交通費	<p>通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防型通所サービスの送迎に要する交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合は次の額を請求いたします。</p> <p>(1) 事業所から片道概ね4km未満－公共交通機関料金に準じる</p> <p>(2) 事業所から片道概ね4km以上－公共交通機関料金に準じる</p>

### (4) キャンセル料について

①利用日の当日午前9時までにご連絡いただいた場合	無料
②利用日の当日午前9時までに欠席のご連絡いただかなかった場合	600円

※サービスを中止する場合は必ずご連絡くださるようお願いいたします。

## 4. 請求および支払方法について

請求および支払方法について	<p>利用料、その他の費用の合計金額を利用のあった月の翌月に請求します。原則、利用のあった月の翌月27日に指定口座よりからの口座振替によりお支払ください。なお、振替口座の残高不足等、利用者の都合により振替が不能であった場合には所定の手数料をご負担いただきます。</p>
---------------	--

## 5. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する責務は契約が終了した後も継続します。</p>
個人情報の保護について	<p>○事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ漏えいを防止するものとします。</p>

## 6.緊急時の対応

緊急時の対応	<p>利用者に容態の変化があった場合は、速やかに主治医に連絡するとともに、ご家族に連絡する等の必要な措置を講じます。連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。</p>
--------	---

## 7.事故発生時の対応について

事故発生時の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備します。</li> <li>○事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知する体制を整備します。</li> <li>○利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。また、報告すべき事故が発生した場合には、速やかに大阪市に報告します。</li> <li>○利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。</li> </ul>
--------------	--

## 8.非常災害対策

非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防火管理者を定め、消防計画に基づく訓練の実施、消防設備の点検・維持管理等の災害に対処する計画に基づき非常災害対策を行います。</li> <li>○防火管理者は、施設職員に対して防火、消防訓練を実施します。 防火、消防訓練（消火・通報・避難）…年2回</li> <li>○その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。</li> </ul>
--------	---

## 9.業務継続計画

衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。</li> <li>○事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。</li> <li>○事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。</li> </ul>
-------	---

10.衛生管理等

衛生管理等	<p>○利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲水に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。</p> <p>(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。</p> <p>(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。</p>
-------	--

11.高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止に関する指針等について	<p>○事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げる指針を定めております。</p> <p>(1) いかなる状況であろうとも人が尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的権利は脅かされてはならない。</p> <p>(2) 高齢者虐待防止の取り組みは、利用者の人権を守る取り組みである。</p> <p>(3) 利用者に対する虐待防止に係る責務は、法律の内容の周知及び体制整備、虐待行為（疑いを含む）の禁止に留まることなく、虐待の前段階で生じる「不適切ケア」「不適切な事業運営」を行わない取り組みをする。</p>
	<p>○事業所は利用者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>○高齢者虐待防止指針及び高齢者虐待防止規程を定めております。</p> <p>○虐待防止に関する担当者及び、責任者を選定しています。</p> <p>○虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置しています。</p> <p>○人権擁護・高齢者虐待防止に係る研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。</p> <p>○職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p>
虐待防止責任者	野江特別養護老人ホーム城東園 園長 松山 信幸

12.身体拘束の原則禁止等について

身体拘束の原則禁止等	<p>原則として、利用者に対する身体拘束は行いません。但し、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合があります。その場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。</p>
------------	--

13.ハラスメント対策について

ハラスメント 撲滅宣言	<p>事業所で働く全ての職員は、それぞれの職員間の相互理解を深め、適切なコミュニケーション維持に努め、お互いの人格や尊厳を尊重します。</p> <p>事業所は、相手に不快感や不利益を与える、与えられる、個人の尊厳を傷つける、傷つけられるという、あらゆるハラスメントに対して、“いかなるハラスメント行為も行わない・行わせない” 決意として「ハラスメント撲滅宣言」を表明します。</p> <p>(1) 事業所では定期的に講習会や講演会を開催し、ハラスメント防止のための機会を設けます。職員はこの機会を活かしてハラスメントや人権について理解し、それを意識してより良い環境づくりに努めます。</p> <p>(2) 職員は悩みを抱えることなく、職場で能力を十分に発揮できるようにハラスメント相談窓口を当園内に設け、相談できる体制を整えております。</p> <p>(3) 問題が発生した場合には、事業所と職員は迅速且つ真摯に解決にあたり、ハラスメントを放置することを許しません。</p>
----------------	---

14.サービス内容に関する相談・苦情について

(1) 事業所の相談・苦情窓口

【事業所】	名 称	野江特別養護老人ホーム城東園・野江デイ・サービスセンター
	所在地	大阪府大阪市城東区今福東二丁目 2 番 25 号
	電話番号	06-6931-3825
	FAX 番号	06-6931-7570
	受付時間	24 時間（夜間帯については宿直体制となります。）
	責任者	園 長 松山 信幸
	担当者	生活相談員

(2) 事業所外の相談・苦情窓口

【市役所】	名 称	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ
	所在地	大阪府大阪市中央区船場中央三丁目 1 番 7-311 号
	電話番号	06-6241-6310
	FAX 番号	06-6241-6608
	受付時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日・祝日を除く）
【区役所】	名 称	大阪市城東区役所保健福祉課（介護保険グループ）
	所在地	大阪府大阪市城東区中央三丁目 5 番 45 号
	電話番号	06-6930-9859
	FAX 番号	06-6932-1295
	受付時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分
	名 称	大阪市鶴見区役所保健福祉課（高齢者支援グループ）
	所在地	大阪府大阪市鶴見区横堤五丁目 4 番 19 号
	電話番号	06-6915-9859
	FAX 番号	06-6913-6235
受付時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分	

介護予防型通所サービス

名 称	大阪市旭区役所保健福祉課（介護保険グループ）
所在地	大阪府大阪市旭区大宮一丁目 1 番 17 号
電話番号	06-6957-9859
FAX 番号	06-6952-3247
受付時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分

15. サービス利用にあたっての留意事項

送迎時間	ご自宅への到着時間はあらかじめ連絡いたしますが、交通事情により前後することがありますのでご了承ください。
体調確認	体調等に変化があった場合（例：熱が出た、転倒した等）は送迎（来園）時職員に詳しくお知らせください。
サービス内容の中止・変更	ご利用日当日にサービス内容の変更等（例：入浴を中止する、食事を粥にする等）を希望される場合は送迎（来園）時職員に申し出てください。
食事のキャンセル・利用時間変更	ご利用日当日午前 9 時までには必ずご連絡ください。ご連絡のない場合は通常の食事料金をいただく場合もありますのでご注意ください。送迎については柔軟に対応させていただきますが場合によってはご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
設備・器具の利用	当センターの設備は大切にご使用ください。万一、破損等の損害が生じた場合弁償していただくこともあります。
臨時休業	天候不良等の理由により、通所が著しく困難な場合、臨時休業や利用時間を短縮させていただくことがあります。
長期欠席	入院その他の理由により、長期間（1 ヶ月以上）欠席された場合、利用再開後の利用曜日、利用時間に変更となる場合もありますのでご了承ください。
その他禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当事業所内における一切の宗教活動、政治活動、営利活動</li> <li>○利用者間の金品の授受</li> <li>○職員に対する暴力行為（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）</li> <li>○職員に対する精神的暴力行為（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）</li> <li>○職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）</li> </ul> <p>※上の禁止行為を行った場合、介護予防型通所サービス契約書第 10 条第 3 項第 2 号により契約終了となる場合があります。</p>